



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社日立ハイテクノロジーズ
代 表 者 執行役社長 大林 秀仁
本社所在地 東京都港区西新橋一丁目 24 番 14 号
コード番号 8036 (東証・大証第一部)
問い合わせ先 社長室 広報・IRグループ 部長代理
加藤弘之 (電話：03-3504-5138)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、第 90 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の迅速化と効率化のため、変更案第 5 条 (公告方法) のとおり、公告方法を電子公告に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号、以下「株式等決済合理化法」という。)」が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、株券が電子化されたことに伴い、現行定款を次のとおり変更しようとするものであります。
 - ① 株式等決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日において当社定款の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされているため、現行定款第 7 条の削除及びこれによる条数の繰上げを行うものであります。また、同法の施行に伴い、単元未満株券の不発行に関する規定が不要となったことから、現行定款第 8 条第 2 項を削除するものであります。
 - ② 株式等決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日付で「株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和 59 年法律第 30 号)」が廃止され、実質株主及び実質株主名簿に関する規定が不要となったことから、現行定款第 9 条及び第 12 条の文言を削除するものであります。
 - ③ 株券電子化の実施を機に、株式取扱手数料を無料とすることを明確にするため、現行定款第 11 条 (株式取扱規則) の一部変更を行うものであります。
- (3) 株主サービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、現行定款第 9 条 (単元未満株式についての権利) に第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定を新設し、また、当該規定の効力発生日として附則第 1 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、添付別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 24 日 (水)

(但し、変更案第 8 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の変更は、平成 21 年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。)

以 上

現行定款及び定款変更案対比表

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行等) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、第11条に定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>3. 次項に定める権利</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。</u></p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (条文省略)</p>
<p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 <u>13</u> 条 ↓ (条文省略) 第 <u>37</u> 条	第 <u>12</u> 条 ↓ (条文省略) 第 <u>36</u> 条
(新設)	附 則 <u>第 1 条 第 8 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の変更は、平成21年 7 月 1 日から効力を生ずるものとし、本条の規定は、効力発生をもってこれを削除する。</u>

以 上